

清算課税の廃止（H22 税制改正）

東京メトロポリタン税理士法人
税理士 北岡 修一

平成22年税制改正大綱で、清算課税の廃止が上げられています。
これが廃止される影響は、かなり大きいのではと思います。
というのも、今までの精算課税は、通常の所得課税とは違って財産法的な所得計算が可能で、税金面の負担を軽くすることができていたからです。

1. 今までの清算課税

清算年度における法人税は、清算所得に税率を乗じて計算することになっています。清算所得は、次のように計算されます。

$$\bullet \text{清算所得} = \text{残余財産の価額} - \text{資本金等の額} - \text{利益積立金額等の額}$$

残余財産の価額とは、法人が解散した後、資産負債等を整理し、最終的に残った財産の価額を言います。そこから、もともと株主が出資したものである資本金等の額を控除し、さらに過去の各事業年度の課税済みの累積所得である利益積立金額等の額を控除します。その残りが清算所得となるわけです。

すなわち、最後の課税ですので、その期間の所得に対して課税するのではなく、今までのすべての清算をした上で、まだ所得が残っていれば、それに対して課税しようというものだったのです。これはこれで、大変合理的であると思います。

2. 改正後の課税

①課税の原則

清算課税を廃止するということは、会社を清算する場合も、通常の所得課税になる、ということです。

すなわち、その期間の益金から損金を控除して、課税所得を計算するということになります。清算期間といえども、資産を売って儲けがあるのであれば、それに税金をかける、ということになります。

会社に累積損失があったとしても、青色申告でない場合や、青色申告であっても7年間の繰越控除期間を過ぎた欠損金は、原則として清算所得から控除できないことに

47

「清算課税の廃止」

H22.02.24

なります。今までは、結果としてできていたことが、できなくなってしまう。それによって、会社清算時に今まではなかった法人税を支払わなければならない、ことが出てきます。

②特例の整備

上記のような状態になると、清算により返せた債務が返せなくなり、清算業務に支障をきたす恐れがあります。また、清算にあたって債務免除をする場合も、債務免除益に課税されては、納税資金の裏づけがないため実質的に清算が不可能となります。

そのため税制改正大綱には、改正前の取扱いとバランスが取れるよう、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の所要の措置を講ずる旨、記載されております。

すなわち、欠損金の繰越控除期間の7年よりも前の欠損金であっても、損金算入を認める、控除ができるということです。ただそれでも、税法上の繰越欠損金になっていないもの（税務否認されているもの）などは、控除できないので、やはり今までの清算課税よりも発生する税額が多くなる可能性があります。

③施行時期

この改正は、平成22年10月1日から適用される予定です。

したがって、現在清算を検討している会社などで、多額の債務免除益などが発生する場合は、それまでに清算手続きを開始しておくことも検討する必要があるでしょう。

以上